政策法務の実践としての公契約条例(1)

秋田市公契約基本条例を例として

1 政策法務と公契約条例

要性が高まり、その結果として条例の政策実現手 権改革後、 立法、 段としての機能が注目されている る理論及び実務における取組み」をいう。地方分 実現の手段と捉え、政策実現のためにどのような 務が注目されている。政策法務とは、「法を政策 知 法執行、争訟評価が求められるかを検討す のとおり、 地域の政策課題を立法的に解決する必 全国の自治体において、政策法

空き家対策条例や中小企業振興条例など、様々な 税の滞納に対する特別措置に関する条例、 稀である。 分野のものが紹介されている。 田区の生活環境の整備に関する条例、小田原市市 そこでは、その具体例として、安全で快適な千代 、策法務を論じる書籍や文献は枚挙に暇がない。 その具体例の一つとして挙げられることは 平成三〇年一二月末時点で公契約条例 しかし、公契約条 全国の

> 思われる。 が政策法務の目的の一つとするならば、住民生活 定かでない。しかし、「地域の政策課題の解決」 条例への関心は、今以上に高まってもよいように に直結した公共工事や公共サービスに係る公契約 の対応と捉えられているのが原因か、その理由は あるいは、公契約条例を建設業界に固有な問題へ うした条例数の少なさゆえの知名度不足が原因か を制定した自治体は五一団体にとどまるため、こ

する。 に、 そこで、 条例制定の過程を政策法務の枠組みから整理 本稿では、 東北の二つの自治体を素材

> 制定過程を分析する。 キームを参照しながら、

> > 秋田市公契約基本条例の

条例制定の実践ー秋田市公契約基本条例

2

形式的検討を行う「詳細設計段階」 解決するための条例づくりのプロセスは、 検討を行う 政 (策法務の実践、 すなわち、 「課題設定段階」、 「基本設計段階」、 地域の政策課題を から構成され 内容的

> した内容を条文形式に翻訳する。 計段階では、課題設定段階と基本設計段階で検討 に必要となる基本的な骨組みを検討する。詳細設 階で検討した内容を、 背景を検討する。基本設計段階では、 要とされているかなど、 課題設定段階では、 の行政課題は何か、 斉 藤 条例として具現化するため 条例を作成するに至った なぜ条例という手法が必 条例で解決しようとする 徹 本稿はこのス 課題設定段 史

る。

域

秋田市、 公表資料にもとづくものである。 のインタビュー並びに秋田市ホームページ上の® なお、 秋田市公契約基本条例に関する記述は、 建設業界および労働組合の三名の関係者

(1) 立法事実

を整理することである。 課題設定段階で最も重要なプロセスは立法事実 立法事実とは、 「条例の

での 性を欠けば、 当該条例は違法 ば、 合 たす必要がある。条例で立法事実の要件を欠く場 が問われる。) 合理性 民はこれを守らず、 に抵触していなくても、 違反しないことが問われる。)といった要件を満 目 適法妥当性を支える一般的な事実」であり、ここ それが、 それは法令に抵触することを意味するから、 「適法妥当性」 妥当性が問われる。) (当該目的を達成するための手段の妥当性 仮に形式的に条例が存在しても、 内容に関する非法令抵触性が欠けれ や非法令抵触性 無効となる。 」とは、 条例を制定する意義自体が乏 その必要性や内容の妥当 条例の必要性 はもちろん、 条例の内容が法令 (法令 (国 、内容の (条例の [法) に 住

実を再構成する。

① 地域環境(④組織環境を一部含む)

近年 題によって下請の事業者や業務に従事する労働者 条例制定の背景 況になってきている」 にしわ寄せがされ 契約条例をみると、 -の設計労務単価の引上げ 成二一年に全国で初めて制定された野田 にあることを示している。しかし、 その前文に「低入札価格の問 労働者の賃金の低下を招く状 とあり、 É ダンピング受注が 東日本大震災を 市 公

> とも意見交換を度々行っていたようで、 例の制定を公約として掲げていた。 制定前にダンピング受注が皆無ではなかったが、 例が制定されたわけではない。もちろん、本条例 が深刻であったことへの対策として公契約基本条 前職の秋田県議会議員の頃から建設関係の労働組合 に実施された秋田市長選挙 の意向が契機となった。 直接的には、 建設労働者の賃金水準が以前よりも上昇している。 工事による人手不足の深刻化によって、 はじめとする災害復興や東京オリンピックの整備 公契約条例への関心をもつに至ったと考えられる。 秋田市の場合、 本条例制定時の穂積志市長 野田市のようにダンピング受注 穂積市長は、 (三期目) 穂積市長は、 平成二五 その過程で で公契約条 現在では (現在) 年

住民意識

懸念する声があり、 寄せられた。 クコメントを行っており、 める意見や本条例の 業界団体からは、 禁止する規定を設けることなどがあり、 ること及び労働者に解雇等の不利益な取り扱いを 4 な労働条件を確保する旨を明記すること、 出された意見では、 おいて、 秋田 体からは、 ては条例に反映したところであります。一方 .市では公契約基本条例案に対してパブリッ 穂積市長は、「パブリックコメントで提 対象となる労働者の範囲を明 市議会に上程された条例案の審議 適 これらの趣旨については、 本条例の目的に労働者の適 施行に伴う事務量等の増加を ?正な価格での契約の推進を求 いくつかの意見が市 これらに の確にす 労働者 新 正

七日の秋田市議会における穂積市長の答弁)。てまいります」と述べている(平成二五年二月二たな要綱の設定や既存の要綱等の見直しで対応し

もあったようである。
いた。公契約条例が制定されるといった誤解おりに支払わないと罰則を課されると、賃金を規定どいた。公契約条例が制定されると、賃金を規定ど

③ 法制度環境

れているところであります」などと述べている。 を定めることは、 条例がこれらの法律で定める労働条件と異なる規定 法や最低賃金法などにより定められており、 財政部長は、 陳情を採択していたが、 行政庁に対する公契約法制定の意見書を提出する すでに公契約条例に関する議論が行われていた。 いては、穂積市長就任前の佐竹敬久市長の在任 しも順調に進んだわけではなかっ 掲げて当選しても、 二〇日の市議会の一般質問において、 -成一七年九月、 穂積市長が 「勤労条件に関する基準は、 「公契約条例の制定」を選挙公約 現行法制上できないものと解釈さ 秋田市議会は、 その後の制定への動きは必ず 例えば、 平成一八年九月 た。 国会および関係 市の藤本六男 秋田市にお 労働基準 公契約

かせる義務を課 ② 設計段階

から尾立源幸参議院議員に対する答弁書などをも から尾立源幸参議院議員に対する答弁書などをも から尾立源幸参議院議員に対する答弁書などをも から尾立源幸参議院議員に対する答弁書などをも から尾立源幸参議院議員に対するのではないかとの問題 である。第二に、受注者である元請とその下請の ことはできないのではないかとの問題である。 ことはできないのではないかとの問題である。 ことはできないのではないかとの問題である。 ことはできないのではないかとの問題である。 とすれば、 平成二一年九月に野 については、平成二一年九月に野 については、平成二一年九月に野 については、平成二一年九月に野

という形式に留めたとのことである。とはせず、「基本条例」(いわゆる「理念条例」)とはせず、「基本条例」(いわゆる「理念条例」)をはせず、「基本条例」(いわゆる「理念条例」)という形式に留めたという。そこで、市は、多までには至らなかったという。そこで、市は、多までには至らなかったという。

違法とはならないと結論づけていた。

本条例案の策定は、

公契約条例が工事の賃

金に

④ 組織環境

確認するのではなく、 なかで、こうした自らの懸念を解消する仕組みを 題があった。そのため、 つくることとした。板橋区や新宿区などでは、区 われている賃金水準を実際に確認できるかとの問 市の職員数不足という背景のもと、 お職員が労働者に支払われている賃金水準を直接 例えば、 囲 市ではいくつかの実務的な疑義も抱えてい 効率的な運用を目指している 市として公契約条例を制定しても、 社会保険労務士が実施し 市では、 条例を制定する 労働者に支払

> ことが求められる。で表現すべき明確な内容を、 罰則、 責務、 る。 法、 検討すべき項目は、 その手続的な内容を具体的に定める必要があ 本設計段階では、 附則などである。 実体規定 (課題解決の手法)、手続規定、 条例で課題解決に用いる手 詳細設計段階では、条例 目的·基本理念等、 条文形式に翻訳する 定義

二年間を要することとなった。

「一日に条例第一二号として制定されるまでに約年四月一日から施行された。市長が選挙時に公約二一日に条例第一二号として制定され、平成二六二十日に条例第一二号として制定され、平成二六年四月一日から施行された。市長が選挙時に公約年四月一日から施行された。市長が選挙時に公約年間を要することとなった。

③ 秋田市公契約基本条例

前節では、政策法務の実践という観点から、秋田市公契約基本条例の制定過程の整理を試みた。 ここからは同条例の内容の特徴をみてみよう。 本条例が定める労働環境評価項目の適用対象となる案件は、総合評価落札方式による入札のケースで、設計額が一億円以上の工事とされている。本条例については、大別して二つの特徴を指摘できる。

① 特徴①-地元企業の活性化等のための仕組

第六条 市は、総合評価落札方式による評価を行う第六条 市は、総合評価落札方式による評価を行う

- 項目の充実を図ること。 (1) 地域への貢献、地域の防災等に関する評価
- 仕組みづくりを進めること。 素等が、落札者の決定に効果的に反映される は組みづくりを進めること。
- 大を図ること。 大を図ること。
- を図らなければならない。
 ついて、地域への貢献等に係る審査項目の充実
 2 市は、公契約に係る登録業者の格付の基準に

おり、 留意すべき事項について規定」 済の活性化を図ること」を基本方針として掲げて ことにより、地域における雇用を促進し、 下同じ。)の受注意欲に配慮した発注を推進する に主たる営業所又は事務所を有する者をいう。 価格以外の要素を考慮するなど、 三条一号は、 本 条 六条はそれを具体化したものである。 は 地 市は、 元企業の活性化等につなげるために 「公契約の締結に当たっては、 している。 地元企業 地域経 本条例 (市内 以

処遇の改善を規定するものと考えれば、本条の存とはいえ、一般に、公契約条例が専ら労働者の

が経済的に潤えば建設労働者の労働環境が改善さ 様 よると考えられている か 在 に建 の規定はある。 結果として労働者の利益にもなるとの理解に 加賀市、 和感を覚える向きがあるかもしれない。(B) 旭川 本条の趣旨は 带 日野市などの他市にも同 地元の建設業者 L

という。)をもとに紹介する。(平成三一年四月一日一部改正)(以下、「手引」市総務部契約課「秋田市公契約基本条例の手引」さて、本条の具体的な運用方法について、秋田

活用率 項目が基準どおり履行されていなかったとき、 札後の受注者は、 結を予定している下請負人および資機材の納入業 が定めた計算式により市内企業(市内企業等) 請負人との契約書等および資機材の調達先を確認 ついての履行義務を負う。 市内に所在する支店・営業所等) を有する者)又は市内企業等(市内企業又は秋田 受注希望者は、 工事成績評定点を減点する (機器・資材製造者選定届に記載予定の者)の 履行状況を確認する。 評価基準に基づき自己申告する。 市内企業 (=履行率)を算出し 項 当該工事の施工に当たって契約締 号の (秋田市に登記簿上の本社・本店 当該評価項目で提出した内容に 「地域貢献」 市は、 その結果、 当 『該履行率に応 の活用予定につ 工事完成前に下 につき、 評価された (ii) 落 î じ 市 0

企業の技術力等」と「企業の信頼性・社会性」 傾等評価項目」によって判断される。これには、 次に、一項一号の「地域防災等」については「実

> がい者雇用状況 施策や地域への協力度をみる内容である 状況等、 に基づく企業認定状況、 点対象者認定状況、 ン21・あきた環境優良事業所の認証取得状況、 所 況 (災害時 の認定状況、 がある。 対応としての社会貢献 エイジフレンドリーパートナーの登録状 後者の評価項目は応札者による市 I S O 1 4 O O 男女共同参画職場づくり事業加 次世代育成支援対策推進法 保護観察対象者等の雇用 1・エコアクショ 消 防団 |協力事業 障 0)

る。 類似している。 査基準および格付基準の主観点の算出基準は、 る地域貢献等に係る審査項目の充実」を定めて そして、二項では 「企業の信頼性 詳細は略するが、 社会性」 「登録業者の格付基準にお 建設工事入札参加者資格 の実積等評価項 首と 先 け 審 13

業に協力してくれる企業には、 もある。 たコストが反映されるべきではないか」との指 コストがかかる。 は無関係な内容が含まれ、 る。これに対し、 とで報いるとの趣旨で実施しているとのことであ よると、 会性」に係る事項に力を入れているため、 こうした評価項目を設定した事情として、 全市的な政策として「企業の信頼性 本来、 市以外の立場からは、 市の予定価格にはそうし これらに対応するには 評価で加点するこ 当該事 市 社 に

が呈される。発注者である市が「地域貢献」を過がすべてよいとは限らないのではないかとの疑問とに、市以外の立場からは、秋田市の材料や企業こうした「地域への貢献」を本条例で定めるこ

は、 題が生じるともいわれている。 ものを購入せざるをえなくなるため、 内の業者から品質がさほどよいとまではいえない して活用できなくなる。 安くて質がよいものを購入できなくなり、 度に重視すると、受注者は近隣市 品質を向上させることができるのかという別 近隣市町村にいる技術力のある業者を下請 その結果、 町 受注者は、 村 市の工事で この業者 ある の問 から 市

(ブ)② 特徴②-労働環境の向上のための仕組みづ

動者の労働環境の向上を図るものとする。働者の労働環境の向上を図るものとする。第七条 市は、総合評価落札方式において、労働環第七条 市は、総合評価落札方式において、労働環第七条 市は、総合評価格利方式において、労働環第七条 市は、総合評価格利方式において、労働環第七条 市は、総合評価格利方式において、労働環第七条 中は、

- (1) 受注者は、対象労働者が労働時間、作業報
- 等に申し出ることができること。 が、前号の規定により確認した内容を満たしが、前号の規定により確認した内容を満たし
- 実施するとともに、当該調査の結果、申出にあった場合は、受注者等に対し必要な調査を

労働者が確認した内容を満たしてい 係る作業報酬額等が第 められるときは をすること その是正のための必要な指 一号の規定により対 ないと認

(4) 囲 は労働 労働者に対し、 よる申出をしたことを理由として、 市では本条例 受注者等は、 不利益な取扱いをしてはならないこと。 者 0 処遇 解雇、 対象労働者が第 の制定に合わ に関する事 請負の契約の解除その 項 かせて、 号 でを定 当該対象 の規定に 総合評 んめてい

る。 を移行している 価落札方式を 条 試 行 から 「本格実施」 へと段階

する 業報酬 当該契約締結後五日以内に市に提出する。 境評価台帳に記載し 度設計 は、 総合評価落札方式において、 台帳の作成・提出を義務づける。 た工事等においては、 合評価落札方式の労働環境評価項目の対象になっ ことを申請して落札した場合は 己採点する。 のうち、 本条の運用について、 額の日額と、 対象労働者へ支払いを予定している作業報酬 !額等を転記した秋田市公契約労働台帳を、 労務単価 額 価の対象になった作業報酬額を支払う) 0 各職種における最も安価な労働者の作 \exists 額を記載 iii (いわゆる) 職種ごとに記載 評価を受けた対象労働者の作 落札後の受注者は、 受注希望者に労働環境評価 する。 手 引によると、 当該評価項目を履行 |省単価) îi 当該評価台帳 受注者はその申 してある当該年 記載した作業 を比較し、 î 労働環 iv

報

額

自

者は、 受注者の事業場等への立入りなどの調査を行う。 労働環境を満たしていないと判断したときは、 が確認を行った結果、 額を下回っていないかなどを確認する。 作業報酬額が当該労働台帳に記載された作業報酬 者から異議等の申出があれば、 作業報酬額と同額)を記載する。 安価な労働者の作業報酬額 している作業報 注者等に対し報告 請内容について履行する義務を負う。 立入調査を行った結果、 当該労働台帳には、 酬額のうち、 資料の提出、 当該労働台帳に記載された 労働者へ支払いを予定 (評価台帳に記載した 各職種における最 受注者等が労働台 市は当該労働者 市の職員による (ivi) 対象労働 v (vii 市 受注 受 0

帳に定められた金額を下回る作業報酬額の支払い 市は、 総合評価落札方式実施要綱 に手引、 止するなどの措置を講じる。 を下回ったときは を減点する。 履行率を算出し、 目が提案どおり履行されていなかったとき、 元貢献のほか、 事完成時に履行状況を確認し、 とともにその結果を市に報告する。 者に求める。その場合、 を行っている場合は、 (工事) Ê 一の手順 秋田市公契約基本条例実施要綱、 において定められてい 工事成績評定の結果、 について、 労働環境に関しても評価された項 履行率に応じ、 一定期間の入札参加資格を停 是正措置を講ずるよう受注 インタビューをもとに整 受注者は、 (工事)・ これらの手続は、主 その結果、 工事成績評定点 措置を講ずる 評定点が基準 viii ガイドライ 市は工 秋田 先の地 当該

理 すると、 ①入札段階で応札者は労働者に賃金を

> 出があった場合」 いて、 行い、 市議会などとの議論を経て、 チェックし、 した定めは、 めの必要な指導」を実施するのは、労働者から「申 応札時に申請した賃金水準を確保しているかにつ 金水準を市に報告することを前提とし、受注者 の配慮として盛り込まれたものといわれている。 金条項を定めない規定にしたとの事情もある。 的に定められていないのは、 よって指名停止につながることもある、 していないと工事成績評定点を減点し、 に支払われた賃金水準 者が実際に労働者に支払った賃金額を市 いくら払うかを事前に申請する。 さて、)職員数の不足を考慮してのことと推測される。 また、 地域振興に関する項目も、 このように、本条例にいわゆる賃金条項が直 いわば 市が 本条例は、 本条に対しては、 「必要な調査」 その達成状況を確認する。 市の負担を軽減するものであり、 「落としどころ」として、 (七条二項三号) 受注者が労働者に支払った賃 が 一あるいは、 申請時の賃金水準に 市 それぞれとの調整を おそらく、 秋田市が建設業界 以外の立場から ②落札後、 である。こう 「是正のた 現在 反対派 それ が後 の賃 先 市

業者を事後的に変更すると、 業者として申請していた業者に依頼できず、 とが往々にしてある。 工事の特性として、 態にそぐわないとの指摘がある。 本条の運用につい 工程通りに作業が進まないこ その結果、 ż 提案時に想定して それ すなわち、 入札段階で下請 が建設業 実

な指摘がなされている。

た労働者の賃金水準を確保できないことがあるという。さらに、業者にとって工事成績が悪くなることは、当該業者の施工によっては品質を確保できないことを意味する。本条例によれば、本来の工事品質とは関係なく、労働環境評価項目の評価工事品質とは関係なく、労働環境評価項目の評価ように外部から捉えられるとの懸念が示されていように外部から捉えられるとの懸念が示されている。

確認しきれないとの意見などがあった。水準を管理できるが、二次下請以降になると賃金水準を把握しきれないのが実情であるとの意見か、市は下請施工体系図の提出を求めるが、末端や、市は下請施工体系図の提出を求めるが、末端の労働者で所定の賃金水準が確保されているかはの労働者で所定の賃金水準が確保の方法につき、その限の労働者で所定の賃金水準が確保の方法につき、その限の労働者で所定の意見などがあった。

(4) 効果

の評価は難しいようである。
期待された効果が実際に生じているかどうか、そき、市以外の立場からは、その理念は肯定するが、を、市以外の立場からは、その理念は肯定するが、

図ろうと期待が寄せられたものの、先述のとおり、も切実な課題は現在の人手不足と将来に向けての担い手不足である。とくに、秋田市内では人手不足が深刻化しているという。市以外の立場からは、その原因を賃金水準の低さに見出している。そこで、本条例の制定により、こうした問題の解決をで、本条例の制定により、こうした問題の解決を

れている。 金水準が実際に支払われているかには疑問を呈さ末端の労働者に対し、労働の対価にふさわしい賃

また、一般に、公契約条例の制定目的の一つとまた、一般に、公契約条例の制定目前立が、秋田市では、民間工事に従事する労働目指すが、秋田市では、民間工事に従事する労働目が、秋田市では、民間工事に従事する労働

符される段階にあるといえよう。 総じていえば、公契約条例制定の効果は今後に

3. 小括

イントを指摘できる。 政策法務の実践という観点からは、次の二つのポートの出行の対象の実践という観点からは、次の二つのポーツを指摘できる。

れ といった住民の生活の基盤を支える産業である。 は、 法事実に関する認識は共有されていたとも考えら の違いはあるにせよ、 建設業を持続させようとすることは、 この点で、 ホルダー間の認識の共有である。 れ 第一に、 たといえる。 そのため、 インフラの整備だけでなく、 自治体・建設業者・ 条例制定の必要性に対する各ステイク 本条例は比較的スムーズに制定さ 基本的認識は共通する。立 労働組合が地 除雪や災害復興 地域 アプローチ の建設業 域の

討されるべきである。本条例はダンピングの防止第二に、地域の政策課題の解決策は多角的に検

工事を受注しようとする。 らない。そのために、 員を雇っていれば、 いる。 を目指し(八条一 政策課題の解決を実現できることになる。 様々な政策や運用を組み合わせることで、 約条例だけではダンピングの防止が図られず、 るような配慮が必要だとしている。つまり、 を適切に立てて、業者がコンスタントに受注でき の発注の平準化であると指摘される。 用を考えるうえで、 せないことで労働環境を適切に確保しようとして しかし、 市以外の立場からは、 項 仕事が存在していなければな 最も重要なことは、 (参照)、 会社はダンピングしてでも 自治体が発注の見通し ダンピングを起 会社が従 本条例の運 公共工 地 公契 域の こっさ 事

た。 には住民自治の点からも意義があると考えられ をもつ契機となれば、 や公共工事の在り方などに対して市民が広く関 る本格的な条例を制定すればよいとの指摘があっ 市民や関係者の理解が進んでから、 条例のように、まずは公契約基本条例を制定 る公契約条例をつくることが容易でなければ、 インタビューにおいて、 公契約基本条例の制定により、 高知市では実際にそのような手順で進められ このような手順を踏むこと 当初から賃金条項 賃金条項のあ 地域の建設業 かあ 本

注

- 規、改訂版、二〇一八年)。
- 二頁(第一法規、改訂版、二○○八年)。(2) 参考、幸田雅治ほか『政策法務の基礎知識』九

- 3 幸田・前掲 (2) 二五六頁以下など。
- $\widehat{4}$ 礒崎・前掲 <u>1</u> 四三頁以下など。
- 5 が目指すもの」『自治体法務NAVI』三九号二 \mathbb{H} 数少ない文献として、 ○頁などがある [中孝男・脇田英樹「条例による公契約手続整備 の政策法務』 公契約条例を政策法務の事例として取り上げる 九〇頁 田中孝男『条例づくりのた (第一法規、二〇一〇年)、
- 6 調べ。 野口鉄平研究員 (愛知地方自治研究センター)
- 7 務の理論と実践』二〇〇五頁 一〇一九年九月現在 政策法務研究会『自治体法務サポート (第一法規、 、加除式 政策法
- 8 れています。 とに、記して謝意を表します。なお、インタビュー 事がご多用のなか、詳細なご教示をいただいたこ におけるご回答には、個人としてのご見解も含ま ただいた方のお名前の公表は差し控えるが、お什 本稿の執筆に当たり、 インタビューをさせてい
- 9 政策法務研究会・前掲 (7) 二〇一一頁以下。

10

のことをいい、 よってまとめられたものなどが含まれる。 ての意見や意向・考え方であり、世論調査やアン 地域経済の状況、 〈環境は、その政策課題に関わる法制度 主観的な事実認識とこれに対する解決策につい る。②住民意識は、 ①地域環境は、 専門家や利害関係者等からの意見聴取に 現に適用されている国の法令や他 客観的な地域の状況・姿であり 人口動態、 その政策課題に関わる住民 雇用統計などが含ま (の現状 ③ 法 制

- 研究会・前掲(7)二〇一二頁以下。 政上の計画等が含まれる。以上につき、 長の選挙公約、 策課題に対する組織体制・人員や、 が含まれる。 自治体の条例等の内容、 ④組織環境は、 関連の政策・施策・事務事業、 執行体制・執行状況など その自治体の当該政 財政状態、 政策法務 行 首
- 11 関する報告書」三頁 (二〇一九年六月)。 参考、 山形県「公共調達に係る入札契約制 度に
- 12 す」と述べている。 経営が立ち行かなくなっているのが実情でありま ただでさえ激減している公共事業の受注をめぐ 巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。 平成二一年六月一〇日の秋田市議会の代表質問 価格のたたき合いが繰り返され、 佐々木晃二議員が、 「本市の公共事業を取 結果として
- 13 け答弁書第六四号、 のではない」などとした らないこととすることは、 定する地域別最低賃金において定める最低賃金額 の使用者は、 おいて、 体的内容が必ずしも明らかでないが、 麻生太郎の回答は 四日付け質問第六四号)に対する、内閣総理大臣 (…) を上回る賃金を労働者に支払わなくてはな 参議院議員尾立源幸 関係に関する質問主意書」(平成二一年二月二 地方公共団体の契約の相手方たる企業等 最低賃金法 「御指摘の「公契約条例」 内閣参質一七一第六四号)。 「最低賃金法と公契約条例 (平成二一年三月六日付 (…) 第九条第一項に規 同法上、問題となるも 当該条例に
- 14 水準が低い状況であるにもかかわらず、 この他にも、 民間工事に従事する労働者の賃金 公契約条

- 労働者の賃金水準が高くなると、 例の制定後に事業者が偶々公共工事を請け負い 感を生むのではないかなどといった問題がある。 水野勝康 「公契約における労働条件審査の役割 労働者の不公平
- 15)課題」『同朋福祉』二三巻九一頁以下。
- 17 引 一〇頁 秋田市総務部契約課 (平成三一年四月一日一部改正) 「秋田市公契約基本条例

16

政策法務研究会‧前掲(7)二〇六一頁以下。

- 18 秋田市総務部契約課・前掲 17 二頁
- 19 $\widehat{20}$ 観点からすれば、 定めるが、 する根拠を秋田市公契約基本条例実施要綱九条に 了解しているのであればともかく、 花巻市公契約条例などにはこうした規定がない。 市が受注者の事業場に立ち入ることができると 受注者が市との契約内容としてこれを 条例で定めることが望ましいと 法律の留保の

< さいとう</p> てつし・東北公益文科大学准教授ン 考える。

<資料>

秋 田市 公契約基本条例

-成二五年三月二一日秋田市条例第 7一二号

自的

り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる 質の確保ならびに労働者の適正な労働条件の確保を図 第一条 地域社会の実現に寄与することを目的とする。 めることにより、公契約の適正な履行および良好な品 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語 当該各号に定めるところによる。

- (2) 負の契約および業務の委託に関する契約をいう。 受注者市と公契約を締結した者をいう。 公契約 市が発注する工事、製造その他の請
- (3)下請負人等 次に掲げる者をいう。

負った者 下請その他いかなる名称によるかを問わ 市以外の者から公契約に係る業務を請け

アに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する 法律第八八号)の規定に基づき、受注者又は 遣労働者の保護等に関する法律 労働者を派遣する者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 (昭和六〇年

者のうち、

最低の価格をもって申込みをしたも

のを落札者とする制度をいう。

- (4) 受注者および下請負人等をいう。
- (5) ア 対象労働者 受注者又は下請負人等に雇用され、 次に掲げる者をいう。 公契約

用される者および家事使用人を除く。 居の親族のみを使用する事業又は事務所に使 年法律第四九号)第九条に規定する労働者(同 自らが提供する労務の対価を得るため、

請け負う者

注者又は下請負人等から公契約に係る業務を

受

制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の るときは、その者を落札者とせず、予定価格の なるおそれがあって著しく不適当であると認め 締結することが公正な取引の秩序を乱すことと があると認められるとき、又はその者と契約を 該契約の内容に適合した履行がされないおそれ 該申込みに係る価格によってはその者により当 囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当 ようとする場合において、予定価格の制限の範 により工事、製造その他の請負の契約を締結し 低入札価格調査制度 市長が、一般競争入札

(7)うとする場合において、 法施行令(昭和二二年政令第一六号。以下「政令 より工事、 した履行を確保するため、 最低制限価格制度 製造その他の請負の契約を締結しよ 市長が、 当該契約の内容に適合 あらかじめ地方自治 一般競争入札に

に係る業務に従事する労働基準法 (昭和 \equiv

格をもって申込みをした者を落札者とする制度

の価格をもって申込みをした者のうち最低の価

価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上 をもって申込みをした者を落札者とせず、予定 を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格

とって最も有利な申込みをした者を落札者とす 二の規定に基づき、 る方式をいう。 総合評価落札方式 価格その他の条件が市に 政令第一六七条の一〇の

(基本方針)

に係る施策を実施するものとする。 第三条 市は、次に掲げる事項を基本として、

の受注意欲に配慮した発注を推進することによ 所又は事務所を有する者をいう。以下同じ。) 性化を図ること を考慮するなど、地元企業(市内に主たる営業 公契約の締結に当たっては、価格以外の要素 地域における雇用を促進し、地域経済の活

- 上を図ること。 対象労働者の労働条件その他の労働環境の
- 公契約の品質の確保を図ること し、不当な価格での入札を防止することにより 公契約の履行成績の評価を行う仕組みを整備

(市の責務

第四条 企業の活性化、 市は、 労働環境の向上および公契約の品質 この条例の目的を達成するため、 地

という。)第一六七条の一〇第二項に規定する

最低制限価格

(以下「最低制限価格」

という。

確保につながる施策を実施しなければならない。

(受注者等の責務

第五条 約に係る市の施策に協力するよう努めなければならな 受注者等は、 この条例の趣旨を踏まえ、 公契

2

受注者等、

対象労働者および市は、

前項の評価

質の確保および社会的価値の向上に努めなければなら の社会的責任を自覚し、 受注者等は、 市の事業の実施に携わる者として 公契約に係る事業の良好な品

象労働者の適正な労働環境の確保に努めなければなら 四年法律第一三七号)その他の関係法令を遵守し、 3 受注者等は、 労働基準法、 最低賃金法 (昭和三

(地元企業の活性化等のための仕組みづくり

(3)

ない。 つなげるため、次に掲げる事項に留意しなければなら 合においては、地元企業の活性化、 市は、総合評価落札方式による評価を行う場 育成および発展に

- (1) 1の充実を図ること 地域への貢献、 地域の防災等に関する評価
- (2) 等が、 みづくりを進めること 前号の評価項目を含む価格以外の技術的要素 落札者の決定に効果的に反映される仕組
- (3) を図ること 総合評価落札方式の対象となる公契約の拡大
- ければならない いて、 地域への貢献等に係る審査項目の充実を図らな 市は、 公契約に係る登録業者の格付の基準につ

(労働環境の向上のための仕組みづくり)

第七条 労働環境の向上を図るものとする。 に関する評価項目を加えることにより、 市は、 総合評価落札方式において、 対象労働者の 労働環境

掲げる事項について取り組むものとする。 項目および評価方法等の実効性を確保するため、 額等をあらかじめ確認することができるよう対 応すること。 受注者は、対象労働者が労働時間、 作業報酬 次に

前号の規定により確認した内容を満たしていな 出ることができること。 いと認められるときは、 対象労働者は、支払を受けた作業報酬額等が 市又は受注者等に申し

(2)

- ときは、 作業報酬額等が第一号の規定により対象労働者 施するとともに、当該調査の結果、 が確認した内容を満たしていないと認められる あった場合は、受注者等に対し必要な調査を実 市は、前号の規定により市に対して申出が その是正のための必要な指導をするこ 申出に係る
- (4) る申出をしたことを理由として、 利益な取扱いをしてはならないこと 者に対し、解雇、 受注者等は、 対象労働者が第一 請負の契約の解除その他の不 一号の規定によ 当該対象労働

(品質確保のための仕組みづくり)

適正に活用するものとする よる受注を排除し、 最低制限価格制度および低入札価格調査制度を 市は、 公契約の締結に当たり、 適正な価格による契約を推進する 低価格入札に

> ものとする。 時に確認検査を行うとともに、 2 市は、 次に掲げる工事の完成時又は業務の完了 履行成績の評価をする

- 建設工事
- (2)する業務 測量、建設コンサルタントその他これらに類
- 認める業務 前号に掲げるもののほか、 市長が特に必要と

(その他の契約等

よう努めなければならない。 に規定する基本方針を踏まえ、 第九条 市は、公契約以外の契約等について、 必要な施策を実施する 第三条

(委任)

し必要な事項は、 第一〇条 この条例に定めるもののほか、 市長が別に定める。 公契約に関

附則

この条例は、 平成二六年四月一日から施行する。